

救護施設の機能強化に向けて

救護施設 清風寮

社会福祉法人天竜厚生会

- 救護施設が本来のセーフティネット機能を維持し、社会的存在意義を果たしてゆくために、施設内長期滞留化を極力防止し、通過型施設として機能させなければならない。
- そのため、他法他制度優先原則に基づき最適施設等への移行を促進するとともに、自立支援機能の強化を図り、地域生活移行を積極的に推進する取組みを実施している。
- また個別支援計画に基づく利用者主体の支援サービス提供を目指し、利用者の期待、信頼、満足に足る職員の意識、知識、技術の向上にも積極的に取り組んでいる。
- 生活保護制度の見直しが議論される中で、今後救護施設の基準引下げの可能性を考慮し、施設運営の改善、経費の精査見直し、サービス内容の品質管理、第三者評価等への積極的取組みにより施設経営体力の強化に努めている。

■ 入所者の状況について（平成22年4月1日現在）

定員	100名	現員	102名	平均年齢	60.2歳		
1.精神障害のみ		29名 [28.4%]	手帳所持者	43名 [42.2%]			
2.身体障害のみ		13名 [12.8%]	手帳所持者	17名 [16.7%]			
3.知的障害のみ		21名 [20.6%]	手帳所持者	31名 [30.4%]			
4.重複障害①（精神と身体）		4名 [3.9%]					
5.重複障害②（精神と知的）		10名 [9.8%]					
6.重複障害③（身体と知的）		0名 [0.0%]					
7.重複障害④（身体と知的と精神）		0名 [0.0%]					
8.障害なし		6名 [5.9%]					
9.障害はあるが不明		19名 [18.6%]					
合 計		102名 [100.0%]					
年齢構成							
	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上
男	0	0	1	8	14	17	18
女	0	2	1	6	7	13	15
計	0	2	2	14	21	30	33

■ 入退所の状況

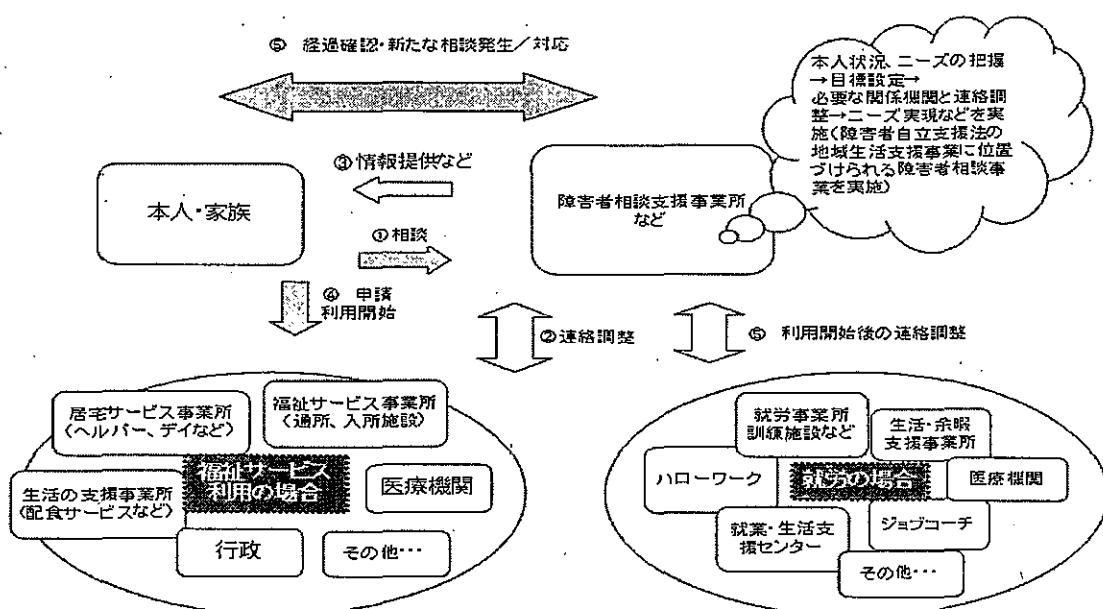
	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
	入	退	入	退	入	退	入	退	入	退	入	退	入	退	入	退
自宅	4		1		1		7		10		10		8	1	7	1
病院					1	1		1	1				2	1	1	
行路						1					2		3		1	
養護老人							2		2		2		6		8	
特養			1		3		1				4		2		2	
他施設			1	1	1		1	1	1	3	2	4	1	1	2	
地域生活							1		3		1		2		1	
その他					1											
死 亡		3		4		3		2		6		2		1		1

地域福祉ネットワークとの連携（セーフティネット機能の強化）

浜松市内13箇所の浜松市障害者相談支援事業所のネットワークとの情報交換により、入所を要するケースについては福祉事務所を通じて円滑な対応が可能となるよう連携をしており、家庭環境に問題のある2名の利用者をこの経路で受け入れている。また、地域移行が可能な利用者の地域における支援体制については同相談支援事業所のネットワークを通じて就労訓練可能な事業所の紹介を受ける等、自立支援に必要な連携を図っている。

※ 浜松市では、障害者自立支援法の「地域生活支援事業」で設置が定められている「障害者相談支援事業」「居宅サポート事業」「成年後見制度利用事業」「強化事業」を浜松市

地域生活者の相談発生時の流れ(イメージ図)



障害者相談支援事業所に事業委託している。

1. 農業福祉ネットワークとの連携（就労支援機能の強化）

平成19年度より施設所在地周辺の農家（ユニバーサル園芸加盟農家）と提携し、利用者の就労訓練として茶栽培農家、果樹栽培農家、養鶏農家への作業参加を実施している。

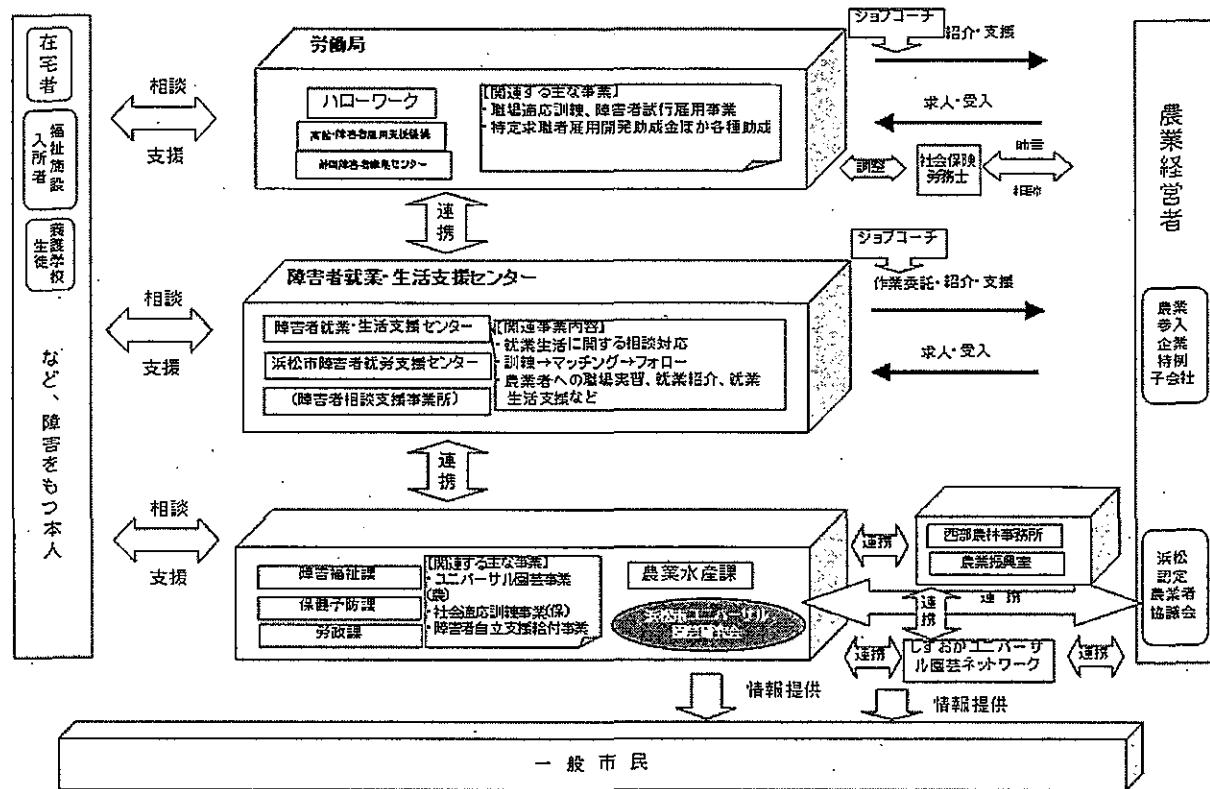
当初は、山間の茶生産農家への茶園管理および製茶作業訓練からスタートしたが、現在は果樹栽培農家の果樹園管理作業に2名、養鶏農家の卵選別作業に3名の利用者が作業訓練に通っており、就労に対する訓練を実施している。

農家の労働力不足と、施設の就労支援対策が双方にメリットを生み、他の農家からも作業参加者の要請がくる等、人材派遣要望としての広がりが予想される。

利用者の自立につなげてゆく生活支援と就労支援の系統的なプログラム樹立が現在の課題である。

※ 平成17年4月に浜松市ユニバーサル園芸研究会が発足し、農業分野における障害者雇用を活動の中心テーマに据えている。静岡県では様々な分野で「ユニバーサルデザインの実践」を推奨しており、この一環として農業分野での取り組みが「ユニバーサル園芸」と呼ばれている。平成18年度NPO法人として発足した「しづおかユニバーサル園芸ネットワーク」が核となり、行政（浜松市、静岡県）、民間団体（NPO法人、障害者就業生活・支援センター等）、公と民が連携して障害者雇用拡大や初級園芸福祉士の育成を図っている。

浜松市ユニバーサル園芸推進フローチャート（農業分野における障害者雇用）



（浜松市ユニバーサル園芸研究会作成資料より引用）

2. 地域移行の段階的プロセス

現在清風寮における107名の利用者のうち、自立生活および就労可能な者は20名、この内訓練により地域移行が望ましいと思われる60歳未満の者は10名となる。

訓練により自立生活が可能と思われる者は18名、その他何らかの生活介護を要する者は69名となっている。

作業能力に応じて段階的な作業メニューを実施しており、可能なものには順次上位の作業訓練に移行し、就労支援に繋げてゆくよう支援を行っている。

救護施設居宅生活訓練事業の実施について

救護施設に求められている機能強化

- 1) 生活扶助のみを目的とするのではなく、自立支援を目的とする体制を整備すべきこと。
- 2) あらゆる障害を問わず、居宅生活困難者を受け入れる最終セーフティネット施設であること。
- 3) 地域生活を希望し可能性のある者には、積極的に地域生活移行を支援できる機能があること。
- 4) 他法他施策との連携により最適施設等への移行を図り、施設滞留化を極力防止し、施設入所を必要とする多くの要保護者に効率運用できる通過型施設として機能強化を図ること。

救護施設居宅生活訓練事業

救護施設に入所している被保護者のうち、居宅生活移行が可能な者には訓練用住居を確保し、より地域生活に近い環境で体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への円滑な移行を支援する。

事業内容

対象者 救護施設の入所者で、6ヶ月間の個別訓練により居宅生活が可能になると認められる者

現在対象として想定できる利用者(12名)

居宅生活移行が可能と思われる利用者について、評価基準により適否判断のうえ、本人の意向に基づき措置期間、身元引受人等との協議を経て施設長が適当と認めた者に訓練を実施する。

訓練期間 原則1年、訓練期間延長により退所が見込まれる者は、さらに1年以内の延長可

対象人員 3名(訓練棟の個室数 3室)

実施機関 訓練が終了し居宅生活移行後は、住所地を所管する実施機関が保護実施責任を負う

配置職員 専任職員(ソーシャルワーカー)1名

兼任職員(ソーシャルワーカー)1名

担当職員(ケアワーカー) 3名

訓練施設 法人敷地内 1棟:鉄筋コンクリート造 平屋建て(旧職員宿舎活用)

延床面積 98.485m²(居室4室・台所・風呂場他)

本体施設との連携

当面、食事は本体施設にて提供する。(徐々に自炊・購入・外食を可能としていく)

毎日の入浴(夜)は訓練棟にて共同利用する。

火災報知機設備のほか、突発緊急時には訓練棟に設置されている内線用電話にて、本体施設の職員に連絡し、職員の急行対応を可能とする。

訓練内容

(1) 日常生活支援(食事、洗濯、金銭管理等)

食事: 健康に配慮した食事を適宜摂ることが出来るよう(自炊、外食、購入等)様々な手段を体験的に支援する。

生活リズム: 起床から毎日の定められた時間を守り、生活習慣の乱れから社会的不適応を招かないよう、生活リズムの安定を支援する。

保清: 身だしなみ(洗面、髭剃り、整髪等)を整え、身体の清潔(入浴等)、衣類の清潔(洗濯)、生活環境の清潔(清掃、整理整頓)等の衛生管理ができるよう支援する。

金銭管理: 每月生活費として本人の作業工賃等から一定額(個人の能力に合わせた金額)を本人の訓練用口座に振り込む。

計画的、経済的な金銭管理ができるよう状況を確認し、支援する。

服薬管理: 服薬の必要性が理解でき、定められた用法用量で自己管理できるよう支援する。

(2) 就労支援

就労訓練事業所の指導に従い、作業に積極的に取り組むとともに、就労と生活の規則正しい生活習慣を養い、継続的に勤めることを支援する。

就労場所 (例) 福祉工場 フクシクリーニングセンター 天竜厚生会管理課管財係等

就労内容 (例) 部品組み立て リネン・おしごりたたみ 剪定作業等

就労時間 (例) 8:00~17:00(休憩1時間 15分×2)

(3) 社会生活訓練

交通機関: 各種交通機関を乗り継いで目的地まで外出ができるよう支援する。

通院: 受診日に確実に通院でき、診察内容、検査結果等が理解できるよう支援する。

買物: 支給される生活費から、食材、日用品、備品等を計画的に購入し、浪費や飲酒など、遊興に用いないよう支援する。

対人関係: 住居内の役割当番、近隣住民との挨拶励行、必要な地域生活の規則遵守等においてトラブルを生じない為の好ましい対人関係を保ち、協力する意識をもつことを支援する。

(4) 留意事項

職員は訓練を実施する利用者と関わり、話し合い、必要とされる訓練に積極的に臨むよう勧め、支援する。特に保健衛生、防災対策、緊急連絡手段等に配慮した支援を行う。

(5) 保健衛生

利用者が自分自身の健康についての一般衛生知識に关心を持ち、また理解できるよう支援するとともに通常の会話を通して個々の健康状態を把握する。また、病気が発生した場合は早期治療が肝心なので直ぐ職員に知らせるよう普段から支援し、利用者の健康な心身維持に努める。

- ① 健康診断(年2回)
- ② 体重測定(毎月)
- ③ 血圧測定(内服者 毎月)
- ④ 採血(内科薬服用者4回・精神科薬服用者6回)

(6) 防災対策

訓練棟(居室・台所・洗面所)内には火災報知機設備しているほか、突発緊急時には訓練棟に設置されている内線用電話にて、本体施設の職員に連絡し、常時職員の急行対応を可能とする。休日を使い、避難訓練実施を検討する。(訓練棟から本体施設への避難・助けを呼ぶ等)

防火管理者：施設長

訓練棟責任者：専任ソーシャルワーカー

(7) 緊急連絡手段

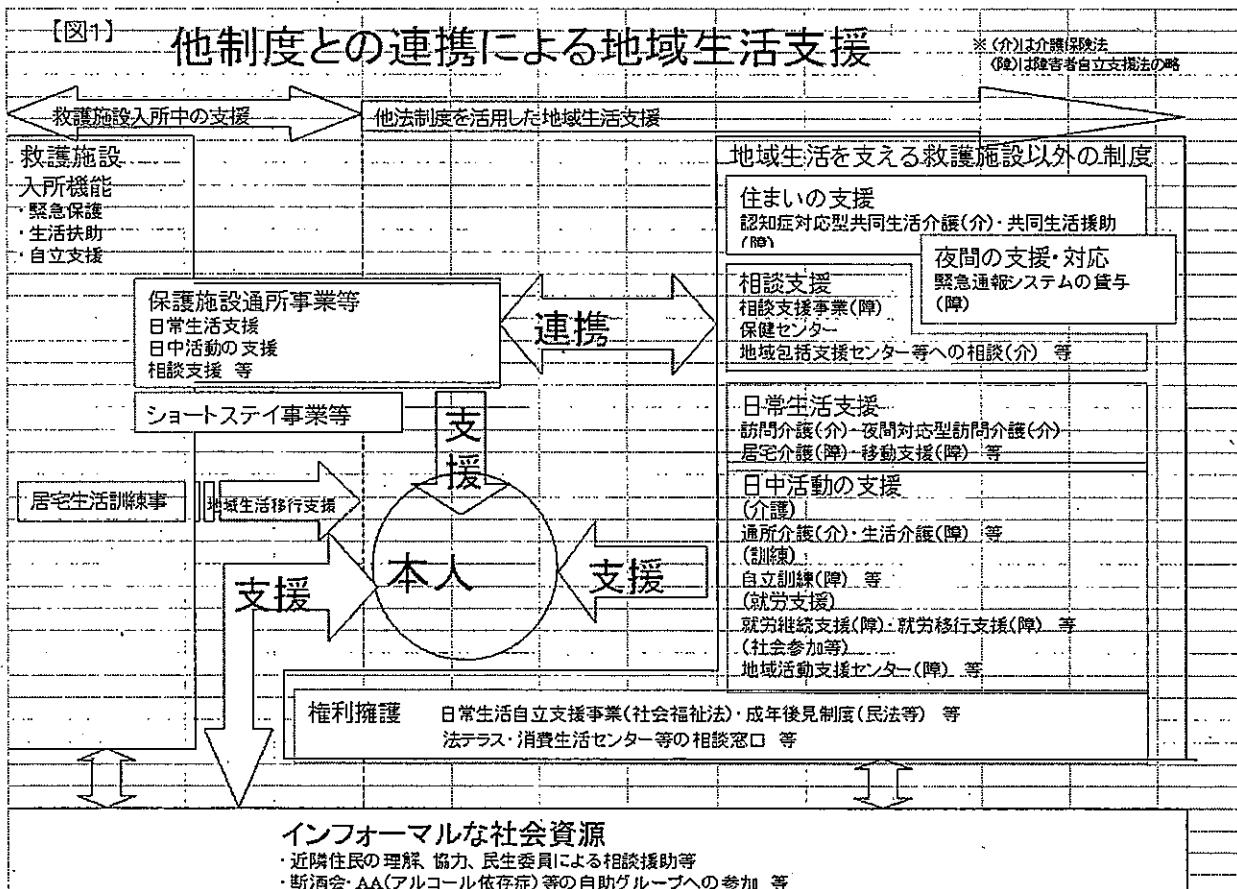
訓練棟に設置されている、内線用電話機にて利用者から本体施設へ連絡する。連絡を受けた職員は現場へ急行し、対応する。

(8) 訓練終了

新しい住居を決め、自立生活に移行する。主な移行先で挙げられるのは、グループホーム・福祉ホーム・職員宿舎・地域アパート等。本人、福祉事務所、担当職員と協議し、退所後も住居訪問、相談支援を行い、自立生活をアフターフォローする体制を整備する。

(9) 面接

居住生活訓練の中で、不安に思うことや悩んでいること、希望等を職員に言いやすい環境を作り、個別的にも聞ける体制を整える。精神的に不安定な時はその要因について少しでも緩和・改善できるように努める。(個別面接に関しては、単にソーシャルワーカーのみならず看護師・ケアワーカー等が、それぞれの立場から生活面・医療面や、他の諸処些細な相談事にいたるまで適所に支援・助言を行う。)



2010年4月19日

「住居および就労不安定者」への支援・人材養成に関する
日本社会福祉士会の取り組み

(社) 日本社会福祉士会

1. 住居および就労不安定者への支援の取り組み

①支援担当者の設置

→各都道府県支部に担当者を設置し、全国的な取り組みの推進を図る。

②都道府県支部の取り組み状況（例）

2. 人材養成・専門性向上にむけた取り組み

①支援者の専門性向上のための研修開催

○「ホームレス支援リーダー養成研修」

→都道府県支部において中核となる人材の力量向上を目指す。

○「自立に向けての就労支援～就労支援研修～」

→ソーシャルワークとしての就労支援

（就労を切り口として生活課題を明確化）

→テキスト『ソーシャルワーク視点に基づく就労支援ハンドブック』

②専門職配置の必要性

○ホームレスの中にある精神疾患、知的障害（があると思われる人）の存在

→課題別でなく、地域割として生活全体をとらえることの重要性

○福祉事務所等における専門職配置の必要性

③専門社会福祉士制度の構築

添付資料

- 資料 1 「住居および就労不安定者」支援担当者の役割（イメージ）
- 資料 2 都道府県支部の取り組み状況（例）
- 資料 3 「ホームレス支援リーダー養成研修」関係資料
- 資料 4 「就労支援研修」関係資料
- 資料 5 自立支援施策の充実に向けた社会福祉士の福祉事務所への配置について
- 資料 6 日本社会福祉士会リーフレット

別添資料

- 専門社会福祉士認定システム構築にむけた基礎研究報告書（要約版）

資料1

「住居および就労不安定者支援担当者」の役割（イメージ）

項目	内容
住居および就労不安定者のイメージ例	<p>(1) ホームレスの人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小屋、テントで生活している ・荷物を持って移動して生活をしている ・段ボールで寝泊まりをしている etc <p>(2) ホームレスになる危険性がある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住居が不安定な人 <ul style="list-style-type: none"> ・ドヤ、ネットカフェ、サウナ、カプセルホテル等の長期滞在者 etc ・住居を退去させられるおそれがある方（飯場、住み込み、閉店した自営業等） ○就労が不安定な人 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者・期間雇用労働者等で、契約解除や雇い止めをされた方（おそれのある方を含む） ・失業者 ・日雇労働者 etc ○ホームレスから抜け出て日が浅い人
「住居および就労不安定支援担当者」の役割（支部）	<p>(1) 支部での役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各支部における「住居および就労不安定者」の実態把握 ・勉強会、研究会等を通じた「場づくり」「仲間づくり」 ・社会福祉士としての支援のあり方の検討 ・支部における支援活動への参加 <p>(2) 本部との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部との連絡調整 ・研修、会議等を通じて、支援の方向性を共有する。
本部委員会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県支部への支援 ・社会福祉士としての支援のあり方の検討 ・「住居および就労不安定者」に関する研修等の開催。 ・「住居および就労不安定者」支援のためのツールの開発。 ・アンケート等を通じた全国的の取り組み状況の把握と情報提供。 ・全国的な情報共有の場づくり（マーリングリストの設置等）

都道府県支部における「住居及び就労不安定者」支援の取り組み状況（例）

支部名・委員会名称	活動内容	委託事業	他の団体との連携	備考
大阪支部 相談センター アウトリーチ部会 ホームレス班 (委託事業は別途 職員雇用)	(1) アウトリーチ活動：ホームレス状態から脱出した人へのアウトリーチによる相談活動に実施 (2) 各種関連団体とのホームレスの人に対する合同相談会への参加	2004年度から本会、大阪社会福祉協議会、大阪総合福祉協会の共同運営団体で大阪市域を除く府域の市町村から受託し、本会は堺市を幹事市とする泉北・泉南9市4町での巡回相談活動を行っている。	相談センター事業においては委託事業共同運営団体との連携または業務のすみわけをしながら活動を行う。 委託事業 当該行政機関(福祉事務所)および他の共同運営団体との連携のほか、弁護士、司法書士、医師等各種専門職団体と契約し派遣を得て巡回相談にあたっている。	—
東京支部 生活保護・ ホームレス関連 委員会	(1) 委託事業 (2) 刑余者支援 (3) 無料職業紹介事業 (4) 研修	(1) ホームレス拠点相談事業 (2) ホームレス巡回相談事業 (3) 生活安定応援事業（2か所） (4) 厚生関係施設退所者支援 (5) 生活保護者金銭管理	活動を進めていく中で、社会福祉法人、NPO団体等他の支援団体との連携を図っている。行政機関においても、新宿区等、支援団体と連携を図りながら施策を進めており支援計画策定の段階で委員として参加するケースもある。	生活安定応援事業でも、就労のための技能講習よりも生活困窮に陥っている相談者が増えた。ホームレス拠点相談所においては非正規労働者の雇い止め等に関する相談が増加している。
神奈川支部 相談事業委員会	(1) 厚木市からのホームレス巡回相談事業の委託 (2) 厚木市・平塚市における全国一斉調査に協力 (3) ホームレス相談事業に関する意識啓発に係る研修会の開催 (4) 県や市町のホームレス相談事業に関わる相談員に対する研修会の開催	厚木市ホームレス巡回相談事業	現在は連携を図っていないが、他職種団体や支援団体との連携を図る方向で検討している。	巡回において70歳代のホームレスが、確認されているホームレスの1割程度に及んでいる。野宿生活の継続が難しいと思われる事例も散見される。 近隣の他支部との連携を強化し、支援の充実を目指したい。
福岡支部 ホームレス 自立支援委員会	(1) 委託事業 (2) サロン活動、炊き出しボランティア (3) 視察研修 (4) 啓発・研修の企画及び運営	(1) 巡回相談事業 (2) アフターケア事業 (3) ホームレス概数調査事業	(1) 委託先福祉事務所との定期的情報交換 (2) 医療機関や相談機関からの相談および連携 (3) 炊き出し現場での相談活動 (4) 炊き出しの手伝い (5) 県、市町村レベルのホームレス自立支援推進協議会に参加	ホームレス状態の若年層（30歳代～）が増加している。短期経験者の増加。
愛知支部 社会的支援委員会	愛知県からの補助・委託事業である「住宅困難者入居支援事業」を実施し、ホームレス状態の人が住居を確保し、安定した生活ができるよう相談支援、入居保証契約を行っており、毎年会員等を対象に「住宅困難者入居支援事業報告会＆ホームレス支援研修会」を開催している。	住宅困難者入居支援事業 身元保証人がないため賃貸住宅への入居が困難であるホームレス等（住宅困難者）を対象に、当会が賃貸人と保証契約を締結することにより、住宅困難者の信用力を強化し、円滑な入居を推進して居住の安定を図る。また、地域での居宅生活が継続できるよう、当会担当者が訪問等により相談、助言、見守り等の支援を行う。	愛知県ホームレス相談員、対象者を担当する福祉事務所等と連携を図っている。	—

ホームレス支援リーダー養成研修

資料3

～各支部での住居および就労不安定者支援を考える～

研修のねらい

2008年後半からの急速な経済不況により、住居、就労が不安定な状況におかれ、ホームレス状態になる危険性がある人が増加している社会状況があります。本会においても「住居および就労不安定者支援担当者」の設置を各都道府県支部へ呼びかけ、地域における住居および就労不安定者支援をすすめているところです。

そこで(社)日本社会福祉士会は、各都道府県支部での活動の支援、および各都道府県支部におけるリーダーを養成することを目的に、「ホームレス支援リーダー養成研修」を開催します。

1. 日 時 2010年 3月21日(日)～3月22日(月・祝)

2. 会 場 総評会館 204会議室 (JR御茶ノ水駅より徒歩5分)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 TEL: 03-3253-1771 FAX: 03-3253-1765

3. プログラム ◆3月21日(日)

◆3月22日(月・祝)

13:00～ 13:15	主催者挨拶・オリエンテーション	9:30～ 12:00	シンポジウム テーマ:「路上生活・雇い止めは自己責任? ～自立に向けた支援を考える～」 コーディネーター:西山 高昭 (ホームレス支援委員会委員) シンポジスト: 稲葉 剛 氏 特定非営利活動法人 自立生活 サポートセンター・もやい 理事長 崎岡 洋己 氏 全労働省労働組合 中国地協 事務局長 野口 康雄 氏 (元ホームレス当事者)
13:15～ 14:45	基調講演テーマ:「新たなホームレス問題」 講師: 沖野 充彦 氏 特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 事務局長	14:45～ 15:00	休憩
14:45～ 15:00	休憩	15:00～ 16:00	支部活動実践報告 進行: 村下 佳秀 (ホームレス支援委員会委員) ① (社)埼玉県社会福祉士会 ② (社)富山県社会福祉士会
16:00～ 16:15	休憩	16:15～ 17:45	テーマ:「『ホームレス支援』と社会福祉士 ～相談専門職として貧困問題に関わる視点～」 講師: 小田 一恵 (ホームレス支援委員会委員)
17:45～ 18:00	事務連絡 現地体験ツアー(参加者のみ) ※終了時間(予定) 21:00	12:00～ 13:00	休憩(昼食)
		13:00～ 15:00	演習 テーマ:「今後の支部における展開」 講師: 八木 秀夫 (ホームレス支援委員会委員)

※会場等の都合により、プログラムが変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

4. 受講対象者 日本社会福祉士会会員(入会手続き中を含む)であって(1)(2)のいずれかの要件を満たす方
 (1) 都道府県支部の「住居および就労不安定者支援担当者」(予定者含む)
 (2) 都道府県支部における住居および就労不安定者を対象とした支援活動に参加できる方
 ※今後のネットワーク化につなげるため、研修に参加された方の「会員番号」「氏名」「勤務先」の情報を、都道府県支部に提供させていただきます。
5. 受講費 会員: 14,000円(資料代含む)
6. 申込期間 2010年2月20日(土)※申込者が少數の場合には研修を開催しないこともありますのでご了承ください。
7. 定員 100名
8. 昼食・宿泊 各自手配をお願いします。
9. 現地体験ツアー 定員: 10名(先着順)
 ・費用: 1,000円(ボランティア保険加入費含む)
 ・新宿連絡会が実施している「炊き出し」を見学する予定です。詳細は裏面を参照ください。
10. 主催 社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター (※本研修は、共通研修で10単位となります。)